

○障がい者差別の禁止規定(合理的配慮の不提供)に関する整理

資料4-3

検討項目		条文の構成イメージ	利点	課題
(ア) 差別の定義との関係	a 合理的配慮の不提供について、「差別」に当たることを定義で明らかにする。	この条例において「差別」とは、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。	○障害者差別解消法では、解釈上明らかにされているにとどまる部分を明確化することができる。	○合理的配慮の不提供が「差別」として一体的に捉えられるため、合理的配慮の提供について、努力義務とする対応を規定することが難しくなる。
	b 「合理的配慮」について、内容の定義を設ける。	この条例において「合理的配慮」とは、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障がい者からの求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	①合理的配慮の考え方が明らかになるというアナウンス効果が期待できる。 ②「配慮」以外の言葉を使用することにより、「恩恵的なもの」というイメージを払拭しやすい。	○多種多様な内容を包括的に捉えた記述とならざるを得ず、抽象的な文言になってしまうことから、定義のみをもって内容を明確化することが難しい。
(イ) 事業者による合理的配慮を義務付ける。		事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。	○差別的取扱いの禁止と一致することにより、合理的配慮の提供が差別の禁止と表裏一体の関係にあること(合理的配慮の提供は差別となる事態を回避するために行う措置であること)との関係を明確に示すことができる。	○事業者の負担が増加する可能性に配慮する必要がある。
(ウ) 県民等にも合理的配慮の提供を求める。		県民は(何人も)、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。	○合理的配慮の提供について、日常生活を含めて広く徹底を図ることができる。	○県民等を含めると、合理的配慮の内容が不明確になる可能性がある。
(エ) 「意思の表明」を合理的配慮の要件から外す。		(行政機関等・事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない(をしよう努めなければならない)。	○意思の表明の確認をする必要がなくなり、重度の障がいにより意思表示が困難な当事者も、合理的配慮の提供を受けやすくなる。	①意思の表明がないと、合理的配慮の内容の確定が難しい場合(外見では分かりにくい内部障がい者に求められる合理的配慮など)がある。 ②事前的改善措置との関係が曖昧になる。
(オ) 事前的改善措置を規定する。		(行政機関等及び事業者)は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。	○合理的配慮は、当事者からの求めに応じて行うものであるため、当事者からの求めがなくとも、積極的なバリアフリー化などに努めるべきことを条例でも明らかにしておくことで、合理的配慮の提供の一層の推進が期待できる。	○障害者差別解消法に既に規定があるため、内容で条例独自の特色を出す必要がある。